

Title	八・九世紀における大学明経科教官の特質
Sub Title	The characters of Confusian teachers at the ancient Japanese university in 8th and 9th century
Author	中野, 高行(Nakano, Takayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.55(327)- 79(351)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0055">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0055</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 八・九世紀における大学明経科教官の特質

中野高行

目次  
序章 問題の所在  
第一章 日本における直講の特質  
第一節 中國の直講  
第二節 日本の直講

第二章 明経科教官の出自の分析

第一節 カバネ・ウジ・本貫地  
第二節 明経科教官における讚岐・紀氏・物部氏  
終章 結語

(前略) 建法以降。殆<sup>ニ</sup>百歳<sup>一</sup>。二色出身未<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>數十<sup>一</sup>。(後略)<sup>(3)</sup>  
とあるごとく、出身者は何年かに一人の割合だ<sup>(4)</sup>た。更に学者の数が奈良時代を通じて少なく、公卿に至ったものの極めて少ないとに基づいて、大学教育の効果を過大視することを妥当とせぬ見解もある。中央の大学の状況が右のように考えられれば、地方における経学の未熟を推測するのも当然であろう。

式部省被管大学寮に所属する大学は、令制における学問一般の公的な教授機関であると同時に国家の要求する官吏を養成するための機関でもあつた<sup>(1)</sup>。大学の学生は、大学寮の試験に合格するかあるいは、秀才試・進士試に堪える才能ありと認められると太政官に举送され、秀才試・明経試・進士試・明法試の四種の国家試験のいずれかを受験したうえで、成績に応じて授位することがで

八・九世紀における大学明経科教官の特質

そこで本論では、桃氏の業績をうけ大学明経科に関するものについて考察してみることにする。なお早川氏によれば、令制大学の「本科」は、明経・文章・明法の各学科を内包したものであり、「本科」が明経科と呼ばれるのは、神龜5年7月21日の律学博士・文章博士の設置と天平2年3月27日の明法生・文章生の設置以後である。それゆえ明経科教官とは神龜末年から天平初年以降の「本科」教官とする。また、桃氏によれば明経科の教官は十一世紀初頭（後一条天皇代）以降では中原・清原二氏に独占される。<sup>(11)</sup> そこで中原・清原二氏の中で最初に教官の出る十世紀初頭以後を除外して考え、六国史の最終編である『日本三代実録』が仁和3年8月26日条（西暦887年）で終了していることも考え方をあわせて、考察の下限を九世紀の最終年である昌泰3（900）年とする。

更に六国史はそれぞれ、『日本書紀』を「紀」、『続日本紀』を『続紀』、『日本後紀』を『後紀』、『続日本後紀』を『続後』、『日本文德天皇実録』を『文德』、『日本三代実録』を『三実』と略記する他、『類聚国史』を『類国』、『日本紀略』を『紀略』、『新撰姓氏錄』を『姓氏錄』、『三代御記』を『御記』、『類聚三代格』を『三代格』、『政事要略』を『要略』と略記する。

## 註

- (1) 早川庄八「奈良時代前期の大学と律令学」「万葉集研究」第7集（以下早川氏の見解は全てこの論文による）P252。
- (2) 同右P255—257。
- (3) 新訂増補国史大系『令集解』第二P506。

(4) 山田英雄「律令制と学問」「國民生活史研究」3生活と学問教育（以下山田氏の見解は全てこの論文による）P54。

(5) 同右P55。

(6) 同右P62—63。

(7) 桃裕行『上代学制の研究』（以下桃氏の見解は全てこの著書による）。

(8) 同右P142に、

（9）桃氏によれば、大学の各学科が「道」と称されるようになつたのは貞觀・元慶年間が確実で（桃前掲書P144）、奈良時代には「道」の観念も用例もなかつた（桃前掲書P135）。それゆえ本論でも八・九世紀を対象とする以上、「明経道」の用語を避けることにするが、明経科における五經三礼を中心とした学問という意味で「明経道」という言葉を緩用する。

(10) 平安時代末以降における明経道教官の世襲化について触れた専論としては、緒方惟精「明経家学の成立と鎌倉期に於ける

清中一家」「千葉大学文理学部紀要」2—1がある。

(11) 早川前掲論文P264。早川氏は、「続紀」養老5年正月27日条

の「明経博士」を官名とはせず、それぞれの道に秀たものの意であるとする桃氏の見解（桃前掲書P26）を受けたうえで、この時期までの学者の二道兼業を、「本科」が複数の学科の複合体であることの反映とされた（早川前掲論文P265—267）。また神龜末年から天平初年にかけて「文章科」「明法科」が「本科」か

ら分立した理由について早川氏は、

①両道がこのころ重視されていた。

②「本科」は教官も学生も負担が大きかった。

③「明法科」の設置には、専門の法律家の養成が必要とされることがあった。の三点を挙げられた（早川前掲論文P.270—271）。

(12) 桃前掲書P.319。

(13) 桃氏によれば、中原（旧十市宿称）氏で最初に明經道教官として見えるのは良佐であり、延長8（930）年に助教に在任していたことが確認される（桃前掲書P.320）。また清原（旧海宿称）氏で最初に明經道の教官として見える広澄は永觀元（983）年、直講に補任されている（桃前掲書P.321）。

## 第一章 日本における直講の特質

### 第一節 中国の直講

「文章科」「明法科」が分置されてのち「明經科」と呼ぶにふさわしくなった大学「本科」の教官は大学博士と助教である。そして從來說によれば、神龜5年格によって設置された直講も明經科の教官とされている。<sup>(1)</sup>後述するように、中国の直講は明經科の教官であり、從來說は妥当と思うが中国の律令制度が日本に受容されれる時変型されることがある以上、日本の直講の性格を確認しておるべきと考える。その前提として本節では中国の直講の性質について整理をする。

『旧唐書』卷44志第24職官3  
国子監（中略）

四門博士（中略）直講四人、掌佐博士助教之職。（後略）<sup>(2)</sup>

八・九世紀における大学明經科教官の特質

『新唐書』卷48志第38百官3

国子監（中略）

直講四人、掌佐博士、助教以経術講授。（中略）

四門館（中略）直講四人。（後略）<sup>(3)</sup>

『大唐六典』卷第21

国子監（中略）

四門博士（中略）

直講四人、  
皇朝初置、無員數、長安四年、始定為四員、俸祿賜會、

同直官例、

直講掌佐博士助教之職、專以経術講授而已。（後略）<sup>(4)</sup>

『通典』卷27職官9

国子監（中略）

○四門博士（中略）直講四人大唐初置無員數長安四年始定為四員（中略）散官祿俸賜會同直官例給武太后長安中省而置直講定為四員（後略）〔波線〕中野

賀秋五郎氏は、

唐初には定員制でなかったが、長安四年に始めて四人としていた。その職務は、博士・助教を助けて専ら経術を講授するにあつた。（中略）右の直講は、「百官志」には、国子学の官として記されており、「大唐六典」本文には、四門学の官として記されている。しかし、六典の目には国子博士・太学博士・

## 第二節 日本の直講

四門博士と並列して国子直講としてあるから、国子監全体に  
関係した官であろう。（後略）  
（6）とされた。従うべき見解である。（7）なお中国の直講が無階であるこ  
と、俸禄賜会が直官の例に同じとされたことの一(8)点は日本の直講  
との比較の上で注目すべき点である。

## 註

- (1) 桃前掲書P27。多賀秋五郎『唐代教育史の研究』（以下多賀  
氏の見解は全てこの著書による）P159。早川前掲論文P270。川  
北靖之「神龜五年七月廿一日格について」『皇學館大学史料編纂  
所報』第42号P3—4。
- (2) 中華書局1975年5月発行『旧唐書』P1890。  
(3) 中華書局1975年4月発行『唐書』P1265。  
(4) 広池学園事業部発行広池千九郎訓点内田智雄補訂『大唐六  
典』P397—398。
- (5) 中華民国24年商務印書館版『通典』P162。
- (6) 多賀前掲書P39。
- (7) 桃氏は前掲書P27において、  
直講は明経道の教官であつて（直講博士とも云ふ）唐に於  
いても長安二年に至つて始めて置かれ、（後略）
- と述べられているが、『大唐六典』に「皇朝初置」『通典』に  
「大唐初置」とあることから、その設置は多賀氏のように「唐  
初」とすべきである。また桃氏が長安二年とされたのも右二  
書の記事から、同四年の誤まりと考へる。
- (8) 多賀前掲書P159。
- (9) 『大唐六典』『通典』。

た。

勅

大学寮

律学博士二人

文章学士一人

以前。一事已上同<sup>ニ</sup>助博士<sup>(1)</sup>。

生廿人

神龜五年七月廿一日

直講の読み方については『拾芥抄』中、百官部第一に、

直講<sup>(チヨクカウ)</sup>  
直講<sup>(チヨクカウ)</sup>  
直講<sup>(チヨクカウ)</sup>

とあって、天文古抄本以外の写本に「チヨクカウ」の訓のあつた  
ことが知られる。また三巻本『色葉字類抄』地の部官職付にも、

直講<sup>(チヨクカウ)</sup>  
直講<sup>(チヨクカウ)</sup>

とあり、十二世紀後半には「チヨクカウ」の訓の存在したことが  
確認される。直講をチヨクカウと読んだ和田英松氏の見解に従が  
うことにする。

本節では日本の直講がどのような性格を有していたのかについ  
て考察するが、『官職秘鈔』下明經の項には、

博士。

当道位次上<sup>ニ</sup>属任<sup>シ</sup>之。多自<sup>ニ</sup>助教<sup>ニ</sup>轉<sup>シ</sup>之。（中略）

助教。

自<sup>ニ</sup>直講<sup>ニ</sup>轉<sup>シ</sup>任<sup>シ</sup>之。（後略）<sup>(6)</sup>

表1 大学博士人名一覧

人名	年齢	出典
①膳臣大丘	『続紀』宝龜8・正25など	
②長尾忌寸金村	『続紀』延暦元・6・20	
③麻田連真淨	『続紀』延暦7・2	
④岡田臣牛養	『続紀』延暦10・12・28	
⑤名草直道主	『後紀』弘仁元・10・13	
⑥勇山連家継	『後紀』弘仁4・2・13	
⑦伊予部連真貞	52才—57才?	
⑧羽昨公吉公	『二中歴』など	
⑨御船宿祢氏主	『二中歴』など	
⑩善友朝臣穎主	『二中歴』など	
⑪春日臣雄繼	『二中歴』など	
⑫御船宿祢佐世	『二中歴』など	
⑬善測朝臣永貞	『文徳』嘉祥3・5・17など	
⑭善測朝臣愛成	『文徳』嘉祥3・5・17など	
⑮中原朝臣月雄	『文徳』仁和2・正・16など	
⑯山辺公善直	『二中歴』など	
⑰秦高	『二中歴』など	
68才—72才?	61才—79才	
47才?—52才?	47才?—72才	

以下の諸官を歴任する者の比率を検討し、八・九世紀においても『官職秘鈔』の述べるような原則の存在したか否かを論ずることにする。

明経科の教官の具体的な人名については、桃氏の整理<sup>(7)</sup>があるのと、氏の研究に基づいて博士・助教・直講別の人名表を表1から<sup>(8)</sup>3として示す。

卒伝から生年の判明するものは、博士に在職した年令を記しておいた。博士への補任および解任時の不明なものは類推したが、論証は繁を避けるために省略する。一応の目安として参考していただきたい。助教・直講についても同様である。

これらの博士のうち助教経験者は①③⑤⑦⑩⑪⑫⑬⑯の5名である。<sup>(9)</sup>

名であり、直講経験者は③⑩⑬⑯の5名である。

なお下道朝臣真備は『続紀』天平15年5月5日条に、

（前略）又皇太子宮乃官人専冠一階上賜布。比中博士等任賜留<sup>(10)</sup>下道朝臣真備波冠二階上賜比治賜<sup>(11)</sup>波久勅（後略）

とあるが、①東宮の職員を賞する記事に続いて「此中博士等任賜留」とある、②真備は天平13年7月3日に東宮学士に補任されており『続紀』、前掲史料の天平15年5月5日の段階で東宮学士であったことがわかる、の二点からこの博士は東宮学士のことであると考え除外した。<sup>(11)</sup>

とあることから、直講→助教→博士の順で昇進してゆくのが一般的だったと考えられる。しかし『官職秘鈔』が八・九世紀よりも時間の経った時点で成立したものと加え、直講・助教を経ずして博士になったものや、直講を経ずして助教になつた者のあることを『官職秘鈔』自身が例示している。そこで博士

表2 助教人名一覧

人名	年齢	出典
①膳臣大丘		「続紀」神護景雲2・
②麻田連真淨		「続紀」延暦10・
③伊予部連家守		「紀略」延暦19・
④越智直祖繼		「令集解」選叙令
⑤豊村造家長		「紀略」延暦22・
⑥名草直道主		「後紀」大同3・
⑦伊予部連真貞		「後紀」承和12・
⑧直道宿祢広公		「後紀」承和5・
⑨佐夜部首穎主		「後紀」仁寿元・
⑩名草直豊成	62才	「文德」齊衡元・
⑪春日部雄繼	68才	「文德」仁寿元・
⑫山口伊美吉西成	70才?	「文德」仁寿元・
⑬紀朝臣種繼	73才?	「文德」仁寿元・
⑭西漢人宗人	63才?	「文德」仁寿元・
⑮御船宿祢佐世	61才?	「文德」仁寿元・
⑯六人部永貞	50才?	「文德」仁寿元・
⑰六人部安雄	46才?	「文德」仁寿元・
⑱苑田首安雄	48才?	「文德」仁寿元・
⑲船連副使麻呂	47才?	「文德」仁寿元・
⑳越智直廣峯	50才?	「文德」仁寿元・
㉑善潤朝臣愛成	50才?	「文德」仁寿元・
㉒中原朝臣月	50才?	「文德」仁寿元・
㉓藏史宮	50才?	「文德」仁寿元・
㉔山辺公善	50才?	「文德」仁寿元・

表3 直講人名一覧

人名	年齢	出典
①上毛野君立麻呂		「寧楽遺文」中P624など
②麻田連真淨		「続紀」神護景雲元・2・
③几直黒鯛		「続紀」神護景雲2・
④伊予部連家守		「紀略」延暦19・
⑤味酒淨成		「御遺告」天長8・8・
⑥苑田首種繼		「類國」天長8・8・
⑦韓部広公		「続後」天長10・8・
⑧山口伊美吉西成	33才?	「文德」仁寿元・6・
⑨佐夜部首穎主	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑩名草直豊成	62才	「文德」仁寿元・6・
⑪西漢人宗人	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑫布瑠宿祢淨野	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑬苑田首安雄	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑭六人部福真	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑮御船宿祢佐世	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑯六人部永貞	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑰六人部安雄	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑱苑田首安雄	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑲船連副使麿	58才?	「文德」仁寿元・6・
⑳越智直廣峯	58才?	「文德」仁寿元・6・
㉑善潤朝臣愛成	58才?	「文德」仁寿元・6・
㉒中原朝臣月	58才?	「文德」仁寿元・6・
㉓藏史宮	58才?	「文德」仁寿元・6・
㉔山辺公善	58才?	「文德」仁寿元・6・

への補任が明経科確立の時期とほぼ重なり、直講に任せられる可能性がない、の二点から博士の例としてあげることを避けた。

なお博士の人名の中で前歴が全く不明のものは、④⑥⑧⑨⑯の5名である。

表2にあげた助教のうち、直講経験者は②③⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑯⑰の15名である。

またのちに大学の博士になつたものは①②⑥⑦⑨⑪⑮⑯⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔の15名である。

なお助教の中で前歴が全く不明のものは、④⑥⑪⑯㉑の5名であり、のちの経歴の全く不明なものは、③④⑧⑩⑬⑯㉐の7名である。⑯の11名である。

なお直講の人名の中でのちに助教になつたのは、①③⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯㉑の15名である。またのちに博士になつたのは、②⑨⑭㉑の5名である。

なお直講の5名であり、助教になつたあとの経歴が不明なのは、④⑥㉐㉑の5名である。

⑦⑩⑫㉑の6名である。

これらの構成度を博士・助教・直講別にグラフ化したのが表4である。それぞれの項目の□内の数字は要素の数を示し、( )の中の数字は各官職の総人数に対する割合を示している。これらを通覧すると、直講で助教になつた者は68・2%にのぼり、助教になつた者で直講を経験した者が62・5%もいることは直講が助教の最大の供給源であることを物語っている。これは助教と博士においても同様であり、助教で博士になるものは45・8%、博士に

表4 博士・助教・直講相互間の人的構成度

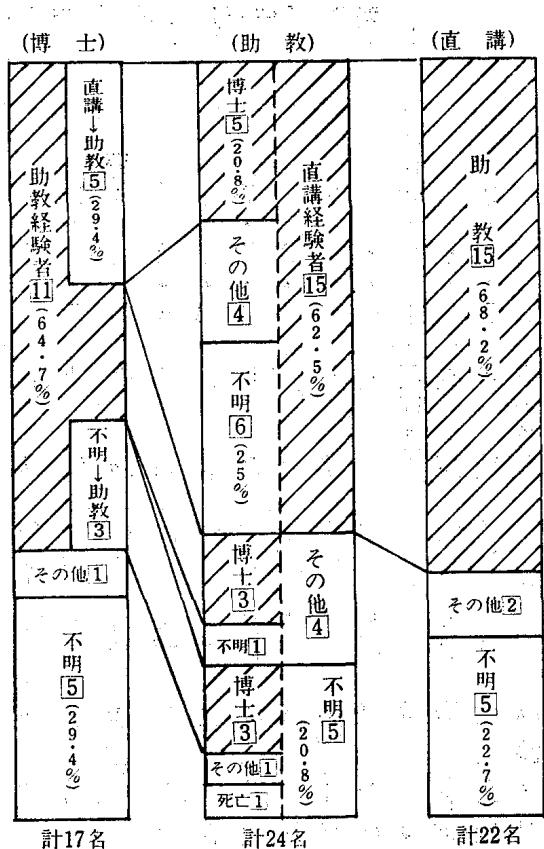


表5 経歴不明者を除いた比率

直講が助教となる比率	88.2%
助教における直講経験率	78.9%
直講経験の助教が博士となる比率	55.5%
助教が博士となる比率	68.8%
博士における助教経験率	91.7%

なった者における助教経験率は64・7%の高率である。

これらは経歴不明者を除外して考えると更に明瞭となる。すなわち表5に表示したごとく、博士・助教・直講の間の共通度は八割以上に高水準に達する。<sup>(14)</sup>また博士になつた者のうち、助教・直講の両方を経験している者の割合が過半数であることも注目に値する。それゆえ八・九世紀においても『官

表6 博士・助教・直講  
の在職年齢平均

官職		最 低	最 高	平 均
博士	補任	47才	68才	57.8才
	転任	52才	79才	66.4才
助教	補任	34才	70才	50.6才
	転任	36才	73才	56.6才
直講	補任	33才	66才	47.2才
	転任	46才	70才	55才

職秘鈔』の言う直講→助教→博士の昇進経路は高い比率で確認できるのである。

そしてこの傾向は各官職の在職年令によつても裏付けられる。

すなわち表6に示したように、博士・助教・直講に補任あるいは転任する時の年令の平均は、博士・助教・直講の順で低くなつてゆくのである。<sup>(15)</sup>各官職に補任あるいは各官職から転任する際の最高・最低年令も、博士と助教の補任の最高年令および助教と直講からの転任の最低年令を除けば、ほぼ博士・助教・直講の順に年令が低下してゆく。かような現象も直講→助教→博士という昇進経路の比重が高いがために起きたものであろう。

以上のように日本の直講は助教の供給源的性格を有し、明経科の中では直講が明経科の中でいかなる機能を有していたのか次にそれでは直講が明経科の中での機能を有していたのか

か、という点について考えてみたい。

第一に言えることは、祝奠における役割が高いということである。表7は『続紀』以下の五国史に掲載されている祝奠記事中の大学教官等の一覧表である。<sup>(16)</sup>また表7の事例を官職別比率で示したもののが表8である。これらの中によれば、祝奠において礼経の講義を行なつたり作詩の発題を行なう者の過半数を直講が占めていることが判明する<sup>(17)</sup>。このことは、表8では「博士」の項に入れられた仁和元年2月1日条と同2年8月1日条の「明経博士」を明経科教官の意にとらえれば、助教あるいは直講の例が更に増すことになり、より強調されよう。明経科教官の定員は大同3年2月4日に直講三員のうち一員が紀伝博士とされて以降<sup>(18)</sup>、博士1・助教2・直講2であり、定員の四割を占める直講が祝奠において過半を占めるのはやはり注目に値する。

もつともこの傾向は、祝奠における博士と助教の存在・役割の疎薄を示すものではない。弥永氏によれば弘仁6年以降8月の祝奠（初見のみは2月）の翌日に殿上内論議を行なうようになり、『要略』『北山抄』『江次第』によれば座主は原則として大博士が任じられた<sup>(20)</sup>。それゆえ日本の祝奠は、2・8月の上丁日における親王（ときには皇太子も）と公卿以下の拝廟と都堂での講学・論議に続いて、8月のみは翌日更に博士達を宮中に召して、

表8 祝奠における講授者官職別比率

官職	例数	百分率
大学助士教講	13	4%
博助直	7	12%
合計	25	28%
		56%
		100%

天皇の御前で論議（講学はない）を行なうという風に、中国のものとは異なる独特のものとなつたのである。<sup>(21)</sup>弥永氏は内論議の規定が弘仁式に存在したことを推定されておられるので、かかる形式の祝奠は弘仁以降のものとできる。内論議の座主を大博士が務めない時には次博士が務めることとなつていて、内論議は実質的に博士と助教を座主にして行なうものであつたと考えられる。そのために祝奠当日の講学・論議は直講を中心に行なわれたのではなかろうか。しかしそのような事情を勘案しても、祝奠における直講の重要性は指摘し得ると思う。

第二に言えることは、平安時代に次第に多く見られるようになる、諸問題に関する天皇の諮詢について、明経科教官の他の教官と共に儒者として勘申することである。すなわち、貞觀18年4月11日に美努清名・小野当岑が大極殿の火災について廢朝の當否を、元慶元年2月14日と同4月1日に小野当岑がそれぞれ内親王の死と日食に關して勘申している（以上『三実』）。直講が経学の教官であるだけでなく、その専門家であることを示す例である。

第三に言えることは、外交に關与していることである。

表9 外交に携わった直講一覧

年	紀	人名	職名
嘉祥	2・2・1	山口忌寸西成	存問渤海客使
貞觀	元・2・7	芮田首安雄	領渤海客使
14・正・6	3・13	美努連清名	存問兼領渤海客使
		存問渤海客使	

新羅・渤海などの蕃国の使節が来日すると、中央から「検査某国使」あるいは「存問使」が派遣され、蕃使の持参した国書の検査を行なつて、入京させるか否かを判定した。それらの使は八世紀では外記・弁官が多く任じられたが、九世紀では内記が弁官に代わり、表<sup>9</sup>に示したごとく直講も任じられるようになつた。

複数の者が存問使として任じられる中で、山口西成は少内記、茹田安雄は大内記、美努清名は少外記と共に任じられ、西成はその時の存問使中最高の位階を有してさえた。なお大学博士と助教で存問使に任じられた例はない。直講が存問使の一員として選ばれた理由は後考に俟ちたいが、来日使節の適格性が「礼」の有無で判断されていることは、三礼に通ずる儒者としての直講の派遣と無関係ではなかろう。

以上、明経科教官の末端を構成する直講の機能として、①祝奠における役割、②天皇の諮詢に経学に通ずる者として勘申する、③外交行政の一翼を担う、の三点を指摘した。

最後に日中両国の直講を、法制面から比較してみたい。日本の直講が中国と同様明経科教官の一つで博士・助教を補佐したらしいことはこれまでの考察で十分証し得たと思う。そこで待遇面について考えてみたい。

中国の直講は先に見たごとく、俸禄賜会は直官に等しくされるが、無階であった。それに対して日本の直講は前掲の神龜5年格に規定されたごとく、助博士の位階（正七位下）であり、職田も助教と同額であった。<sup>(27)</sup>つまり経済的待遇については日中の直講は同様に助教との同等性を認められているが、位階は日本の方が優

表10 博士・助教・直講の補任時  
位階一覧（）については  
注(29)参照

	博士	助教	直講
			1 3 1
従五位上	(2) (5)	1 4 4 1	
従五位下	8		
従五位		1	
従六位			明
正六位			
従不			

表10は博士・助教・直

講に補任された時の位階を推定したものも含めて整理したものである。<sup>(29)</sup>この表によれば、①官位令に規定されている官位相当（博士＝正六位下・助教＝正七位下）よりは実際の補任者の位階の方が

遇されている。日本の大学科教官の位階が中国のそれより優位に設定されていることは多賀氏も指摘しているが、これは日中の位階の異質性によるものと思われる。すなわち唐の官階相当制が官職の序列を表示するためのものであるのに対し、日本の官位相当制が官人個人の身分を官職に対応させるものだからである。それゆえ中国では待遇は同等でも、明経科教官としての序列と官人制全体の中における位置の判断から直講を無階とし、日本では直講・助教という昇進経路が守られているにもかかわらず、同待遇という点から助教と同じ位階とされたのである。このように日中の直講は両国の位階の異質性から、一方は無階、一方は助教と同位となっているが、経済的待遇面においては助教と同等という点で全く共通しており、両者の間に目立った差異はない。日本の直講は、明経科教官で博士・助教を補佐するものという機能の点については勿論、その経済的待遇の面でも中国の直講にならつたと考へられる。

高い、(2) ほぼ博士・助教・直講の順に低くなっている、の二点が判明する。①は大学教官の位階が官位相当で想定していたよりも高水準であったこと、(2) は直講→助教→博士の経路の影響であることがわかり、官位相当で同位とされていた助教と直講が実際に直講の方が低位にいることを示している。

なお一言付言しておけば、助教の10例中補任時に貴族の一角(外従五位下以上)を占めていたものが半数おり、直講になることが貴族への一つの経路であったことを示している。

### 註

- (1) 新訂 増補 国史大系『類聚三代格』前編 P 158。この格は他に『令集解』官位令正七位下助教の項(新訂 増補 国史大系『令集解』第一 P 18—19)にも引かれている。また『弘仁格抄』卷2式部上(新訂 国史大系『弘仁格抄』P 2)に、  
勅 大学寮 神龜五年七月廿一日  
とあり、『弘仁格』に引かれていたことが確認される。
- (2) 増訂故実叢書『拾介抄』P 324。
- (3) 中田祝夫『色葉字類抄研究並びに総合索引黒川本・影印篇』P 127、黒川本『色葉字類抄』上巻57オ。
- (4) 遠藤元男・下村富士男編『国史文献解説』P 18、吉川弘文館『国史大辞典』第一巻 P 831の『色葉字類抄』の項参照。
- (5) 和田英松『官職要解』第四章平安時代一三大学寮。講談社学術文庫621所功校訂『新訂官職要解』ではP 91。
- (6) 新版『群書類從』第五輯官職部 P 589。
- (7) 桃前掲書P 43—45、P 70—72等。
- (8) ウジとカバネについては原則としてその官職として初見の

時のものを記し、名前については任意とする。

(9) 博士⑯および助教の⑰である中原朝臣月雄と直講⑯の占部連月雄は、改氏姓記事を欠くが以下の理由から同一人物と考える。『三実』に登場する占部連月雄と中原朝臣月雄の官職・位階を整理すると表11・12のごとくなる。そして両者を比較すると、(1)元慶4年2月3日の時点で正八位下であったものが、三年後の同7年正月7日に同じ明経科教官の末端のものであり、三都合はない。(2)占部連月雄が元慶4年2月3日の時点で在職していた直講は既述のごとく明経科教官である助教に転任していいたとしても不自然ではない。むしろ明経道という特定の分野における移動は両者の間の連続性を強調している。(3)『三実』に掲載されている全人名のうち月雄という名前を有する者が占部連と中原朝臣の二例しかない。(ちなみに『後紀』『続後』『文

表12 中原朝臣月雄の官位

年	紀	位階	前官職	官職
元慶	元・	正八位下	前讃岐掾	存問使
8	2	正八位下	前讃岐掾	存問使
21	11	外従五位下	助教	この日授位
19	25	外従五位下	助教	この日昇叙
2	2	従五位下	助教	越前介兼任
6	2	従五位下	助教	讃岐権掾兼任
7	7	従五位下	助教	

表11 占部連月雄の官位

年	紀	位階	官職	記事
4	2	正八位下	前讃岐掾	存問使
2	3	正八位下	前讃岐掾	存問使
3	11	正八位下	前讃岐掾	存問使
4	2	正八位下	前讃岐掾	直講(在任)

徳』には月雄を名のる人物は見出せなかつた)以上三点から占部連月雄と中原朝臣月雄が同一人物である蓋然性は極めて高く、桃氏の説(桃前掲書P72)に従がい両者を同一人物と考える。

(10) 〔新訂 増補〕 国史大系『続日本紀』前篇P172。

(11) 三善清行の『意見封事十二ヶ条』では真備が天平年間に大学で学生に授業をしたことが記されているので、彼が大学の教官であった可能性がない訳ではない。しかし真備は天平7年に唐より帰朝した時点で大学助に補任されており、教官に準じた形で講義した可能性もあるし、いずれにしても大学博士に補任された明証がない以上博士の実例としては採用しない。

(12) 『懷風藻』78詩題に「正五位上大学博士守部連大隅。一首」

年七十三」とあり、『続紀』神亀5年8月1日条の彼の「乞骸骨」を、選叙令21官人致仕条にもとづく70才になつたためと考へと、彼はその三年後の天平3年に博士だつたことになる。

(13) 豊村家長は助教のまま死去したことが明白なので不明とせず死亡とする。

(14) 博士における助教経験率が高率であるのに比べ、助教で博士になる率が低くなるのは両者の定員数によると思われる。すなわち博士一人の定員に対して助教は二名いるので、どうしても博士にならない助教が出てくるのである。管見の限りでは博士にならない助教は国司になる者が多いようである。

(15) 助教への補任・助教からの転任年令の平均を計算する際に、御船佐世の助教への二回目の任官の時のものも含めた。二回目のものを除外すると補任は52才、転任58・2は才と平均が上昇する。

(16) 六国史以外の史料および六国史以降の釈奠史料で講義等を行なつたものが判明するものは見出せなかつた。また神護景雲元年2月7日条の麻田真淨以外の二人は、釈奠の講義の中心人物ではないので除外した。

(17) 弥永貞三「古代の釈奠について」『続日本古代史論集』下巻P397・403によれば、釈奠に講学をともなう確実な初見は神護景雲元年2月7日のものであり、それ以前については釈奠に講学がともなつたのか、どのような儀式次第だったのかは不明とされている。

(18) 『三代格』卷4に、

弘太政官符  
紀伝博士一員

右右大臣宣。奉勅。割直講員。置件博士。其官位

同直講。

大同三年二月四日

(新訂 増補) 国史大系『類聚三代格』前篇P158)とある。

(19) 弥永前掲論文P410-411。

(20) 同右P412。

(21) 同右P411-412。

(22) 同右P414。

(23) 同右P412-413。

(24) 蕃使が適格性を有していないことを表す語句としては「無  
く札」が用いられるのが一般である。

(25) 本稿P58参照。

(26) 本稿P58参照。

(27) 『三代格』卷15の延暦10年2月18日官符によれば、助教と直

講の職田はこの時までに共に3町であり、この時共に1町を増され4町ずつとなつた（新訂国史大系『類聚三代格』後篇P473—481）。ちなみに博士の職田はこれ以前も以後も変わらず5町である。

(28) 多賀前掲書P 142。

(29) 博士の従五位上と従五位下の欄のは、善測永貞が両者のいすれかを帯びて博士に任せられたので両者に1名分ずつ含めていることを示している。

## 第二章 明経科教官の出自の分析

### 第一節 カバネ・ウジ・本貫地

前章では、中国の直講と同様日本の直講も明経科教官としてよいことを確認した。本章では明経科教官（博士・助教・直講）に任じられた人々を、カバネ・ウジ・本貫地の三点から考察してゆきたい。

すでに表1～3にあげた、博士・助教・直講を氏族別に整理したもののが表13である。配列の順序は任意だが、概ね帰化系・畿内系・紀伊讃岐伊予系・その他の順とし、同祖氏族は並記するようにした。また論旨の展開に便宜をはかる意味で氏族の系統を在地首長系と帰化系に区別して表示し、前者については血縁関係を、後者については『姓氏録』および佐伯有清氏の研究<sup>(1)</sup>を参照した。論証過程はまことに繁雑であり省略するが、私見により推測したものについては若干の説明を記しておく。

## 八・九世紀における大学明経科教官の特質

淨野朝臣（旧蔵史）は閔晃氏の見解<sup>(2)</sup>に従い、蔵首と同一の氏族とし、井上光貞氏の見解<sup>(3)</sup>に従って西文氏系とした。

名草宿祢は、「続後」承和6年9月23日条から紀伊国人と認められ、名草郡の在地首長<sup>(4)</sup>と推定される。紀伊国名草郡は岸氏によると紀氏の本拠地であり、紀氏系とみなした。

苅田首は、「三実」貞觀9年11月20日条で武内宿祢の後裔であることにより紀朝臣と改氏姓していることから、また岡田臣（旧佐波部首）は、「続紀」延暦10年12月10日条で紀田鳥宿祢の後裔と称していることから、共に紀氏系とした。

丸直は安芸・周防・淡路・阿波・讃岐・伊予・河内・紀伊に広く検出され<sup>(6)</sup>、国名を冠さない以上その本貫地は不明とせねばならないが、横田健一氏の見解<sup>(7)</sup>に従がいこの丸直を伊予のものと推定する。

秦氏も数ヶ国にわたって検出され、その本貫地の特定は困難だが、明経科教官の多くが讃岐より輩出していることに加え、のちに惟宗氏となる秦氏が讃岐にいたことから、この秦氏をその一流と考へ本貫地を讃岐に比定した。

善道朝臣（旧伊予部連）は、讃岐国阿野郡山本郷の戸主人成の戸口伊与部連蟲麻呂の存在から本貫地を讃岐と類推した。

勇山連は、「後紀」弘仁元年10月21日条・同6年7月2日条に「河内国人」とあるが、勇山の名が豊前國下毛郡諫山郷の地名にもとづき、勇山伎美麻呂が豊前國下毛郡の擬少領として見えていることからその本貫地を豊前國とした。

まずカバネについて検討してみる。表13の各氏族を（改氏姓し

表13 明経科教官氏族別一覧

										氏族名	旧氏姓	改氏姓年	
										長尾	忌寸	山口	忌寸
美努 連	小野 朝臣	山辺 公	膳 臣	直道 宿称	韓 部	上毛 野君	滋善 宿称	豊村 造	麻田 連	船 連	葛 井 連	貞觀 6・8・ 9	御船宿称 貞觀2・8・9
												元慶 元・12・ 16	元慶6・7
県主													
河内 城	山 内	大 和	和 泉	備 前	百 濟	百 濟	百 濟	百 濟	船 氏	船 氏	東 漢	東 漢	帰化人
清名 岑	当 直	善 直	大 丘	守 永	廣 公	立 麻呂	宗 人	家 長	真 淨	副使 麻呂	佐 世	宮 雄	本貫
	○	○	○	○	○			○		○	○	○	個人名
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	博士
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	助教
													直講

注：中原連連岳については補注参照

		中原 朝臣		占 部 連		元慶 4 7		大和?		月 雄	
		布 瑞	宿 称								
		善 友	朝 臣	佐 夜 部 首		承 和 6 • 10 • 19					
		名 草	宿 称	名 草 直	承 和 6 • 9 • 23			物 部			
		紀 朝 臣	菟 田 首	貞 觀 9 • 11 • 20		紀		物 部			
		岡 田 臣	佐 波 部 首	延 曆 10 • 12 • 10				物 部			
		丸 直				紀		物 部			
		善 浏 朝 臣	越 智 直	貞 觀 15 • 12 • 2				物 部			
		秦						物 部			
		六 人 部	貞 觀 4 • 5 • 13					物 部			
		物 部						物 部			
		伊 予 部 連	天 長 5					物 部			
勇 山 連		物 部						物 部			
		讀 岐 ?						物 部			
		豐 前						物 部			
		家 繼	直 貞	家 守	愛 成	永 貞	祖 繼	廣 峯	高 範	黑 鯛	牛 養
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表14 カバネ一覧

氏族名	旧氏姓	改氏姓年	首在地	帰化人	本貫	個人名
羽昨公						
大春日朝臣	春日部→臣	齊衡3・8・27	○	○	能登	吉足
味酒臣			○	○	越前	雄繼
合			○	○	伊勢	淨成
計			○	○	○	○
そ の 他			○	○	○	○
紀伊・讃岐・伊予系	1	1	○	○	○	○
畿内系	1	1	○	○	○	○
帰化系	1	1	○	○	○	○
公朝臣宿称	1	1	○	○	○	○
忌寸臣連直首造史人部?	2	2	○	○	○	○
2	2	2	○	○	○	○
2	2	2	○	○	○	○
7	1	1	○	○	○	○
3	3	3	○	○	○	○
3	2	1	○	○	○	○
1			○	○	○	○
2			○	○	○	○
1			○	○	○	○
3	1	1	○	○	○	○
1		1	○	○	○	○

表15 改氏姓の時期

天平勝宝	1
延暦	1
天長	2
承和	2
仁寿	1
齊衡	1
貞觀	5
元慶	3

たものは旧姓について)カバネ別に分類したものが表14である。<sup>(12)</sup>

これらを一読してわかることは、やはり桃氏が指摘されたごとく、明経科教官は臣・連以下の卑姓が多いということである。表

仁明・文徳・清和・陽成朝に多く改氏姓がみられるのは、卑姓の多い傾向を是正する意図がこの時期に強く感じられる。<sup>(14)</sup>

次にウジの性格による傾向を考えてみたい。表16は、明経科教官を出した氏族の中で帰化系・紀氏系・物部系の氏族がどの程度を占めているのかを示している。これらの表によれば第一に明経科教官における帰化系氏族の比重の大きさが指摘できよう。古代日本の文化移入に際して帰化人の果たした役割は改めて説明を必要とはせず、学令2大学生条には、

凡大学生。取五位以上子孫。及東西史部子為之。(後略)

13に記した改氏姓の時期をまとめると表15のようになり、淳和・

表16 明経科教官30氏族中の帰化・紀・物部系の比率

帰化系	40%
紀氏系	10%
物部氏系	20%

註：帰化系には秦氏も含めた。帰化・紀・物部の各例数はそれぞれ12・3・6

〔傍点中野〕

という規定さえある。実

際表13にも表示したよう

に東漢氏系氏族（山口忌

寸・長尾忌寸）と西文氏

系氏族（淨野朝臣）が見

出せる。しかし帰化系氏

族の中心的存在はのちに菅野朝臣という同一のウジカバネに集結した王辰爾後裔の船氏である（御船宿祢・葛井連・船連<sup>(15)</sup>）。この系統が4人の明経科教官を出すのに對し西文氏系の教官が1人のみであるのは、大化前後頃に西文氏の不振に對して王辰爾一族の優勢がほぼ決定的になつていたことによるのだろう。その他、判明しているかぎり百濟系の氏族のみが明経科教官を出しており、同じ帰化系でも新羅・高句麗が見出せぬことも注目される。

第二に在地首長系の氏族が少なからず明経科教官を出している

ことが指摘できる。これはのちに触れる本貫地にも見出せる傾向だが、地方に本貫地を持ち直や首などのカバネを有する在地首長系の氏族が帰化系氏族に匹敵するほど確認できるのである。第三にそれらの在地首長系氏族の血縁関係を見ると、紀氏系のものと物部系のものが確認され、表16によつて判明するごとく明経科教官を出す氏族の中での比重は高い。

最後に各氏族の本貫地の傾向について検討する。表17によると明経科教官の本貫地としては大和・河内・讃岐に特徴の表われていることがわかる。そして各系統で最多の項に○を付すと、大和は畿内系、河内は帰化系に依つてゐることがわかる。しかし布瑠・山辺両氏は大化前代豪族の末裔にしても同族関係ではなく、下級氏族の占部連とあわせ互いに血縁関係がない単独の事例とすべきである。

また河内国の帰化系6氏族のうち半数の氏族は先に触れた船氏系である。

表17 本貫地一覧（氏族数）

合計	その他 の他	紀伊・讃岐・伊予系	畿内系	帰化系	山城	大和	河内	和泉	摂津	伊勢	美濃	越前	能登	備前	備中	紀伊	讃岐	伊予	豊前
1				1		2													
5				③		⑥													
7					1														
1					1				1										
2						1													
1						1													
1																			
1			1																
1	1																		
1	1																		
1									1										
1										1									
1											1								
1												1							
4						④													
2							2												
1	1																		

そして讃岐の4氏族のうち帰化系の秦氏を除くと紀氏系二例（茹田首・佐波部首）と物部系一例（伊予部連）が認められるが、北四国ということで伊予の越智直を加えれば両者は拮抗する。既述のごとく明経科教官で本貫地が畿外にあるものは多く、30氏族中半数に近い14氏族にのぼっている。この傾向は桃氏によりすでに指摘されているが、地方における経学習得の未熟さを説いた山田氏の見解<sup>(17)</sup>にとては不都合なものである。

ところで明経科教官が多く讃岐から出ていることや、紀氏・物部氏両系統の地方豪族が摘出できることは重要である。そこでこの点について、次節で論ずることにしたい。

## 註

- (1) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究本文篇』、同『考証篇』第一  
し第六参照。
- (2) 関晃『帰化人』P 189の索引では「藏首（藏史）」などと両者を同一に扱っている。
- (3) 井上光貞「王仁の後裔氏族とその仏教」『日本古代思想史の研究』P 415。
- (4) 紀伊国名草郡の郡司として判明している者の中に名草氏はない（『古代の日本』9 研究資料九世紀以前郡司一覧表 P 494）。
- (5) 岸俊男「紀氏に関する一試考」『日本古代政治史研究』（以下紀氏に関する岸氏の見解は全てこの論文による）P 103に、紀氏の分布が紀ノ川流域の那賀・名草両郡から有田・日高二郡に及んでいたとの推定がある。
- (6) 八木充「山陽と南海の渦」『古代の日本』4 中國・四国 P 234。
- (7) 横田健一「万葉時代の地方社会と文化」『万葉集大成』11 特殊研究 P 119—120。なお韓部を百濟系としたのも氏の指摘による（P 121）。
- (8) 『三実』元慶元年12月25日条には、  
讃岐国香河郡人左少史正六位上秦公直宗。弟彈正少忠正七位  
上秦公直本。並改<sub>ニ</sub>本居<sub>ニ</sub>隸<sub>ニ</sub>左京六條。  
とあり、同7年12月25日条には惟宗朝臣への改氏姓が見える。
- (9) 『大日本古文書』第25巻 P 109。
- (10) 佐伯『考証篇』第四 P 240。
- (11) 『続紀』天平12年9月25日条。
- (12) カバネは概ね高いものから卑しいものへと並べたが細部には不適当なものもあるかも知れない。
- (13) 桃前掲書 P 70。
- (14) 桃前掲書 P 70。桃氏はこれらの改氏姓を明経科教官に限らない一般的傾向であるとされているが、それにしても平安初期に多くの明経科教官が貴姓を賜わったことは明経科教官が輕視されていなかつたことを物語つていよう。
- (15) 桃氏はこれらの氏族を西文部関係のものと見ておられるがない（『古代の日本』9 研究資料九世紀以前郡司一覧表 P 494）。（桃前掲書 P 73）、その祖先伝承は西文氏の王仁伝説を模倣した在地首長とは旧国造・郡司クラスの氏族のみではなく、在地の有力者という意味も含めて用いた。
- (16) 桃前掲書 P 116。
- (17) 関前掲書 P 73。
- (18) 山田前掲論文 P 62。

## 第二節 明經科教官における讃岐・紀氏・物部氏

本節では明經科教官に讃岐出身者および紀氏・物部氏系氏族出身者の多い理由について考える。ところで右の点を考察する前に、かかる傾向が明經科教官に特有のものなのか、それとも学生、

表18 明經科学生出身氏族別一覧

系列	時代	奈良		平安		平 安 の み な い 文 章 で		明 平 安		合 計
		皇 族	橘	文 室	皇 親 系	藤 原 系	皇 族	橘	皇 族	
合 計										
不 明										
百濟王	東 漢	1		1						
讃岐佐伯系	百 濟 王		1							
紀 氏 系	式 家		1							
藤 原 系	北 家			1						
皇 親 系	南 家				1					
橘						1				
皇 族							1			
藤 原 系								1		
皇 族									1	
橘										1
合 計	20	1	1	2	1	4	4	1	1	2
			2			9				

についても言えるのか、という点について簡単に触れておく。表18は、桃氏が列挙した明經科学生およびそれと推定されるものを整理したものである。この表ではのちに明經科教官となつた善道真貞・滋善宗人・山口西成の三名を除外し、純粹な学生のみをとりあげたが、皇族・皇親・藤原氏が過半数を占めており教官の特徴との相違点が明白に判明する。しかしそれらの集団以外では紀氏系・讃岐系・帰化系の学生が確認されており、教官の傾向と通ずるもののが見出せる。このように大学学生には当時の社会で非常な権威を有していた貴族の集団と、明經道の専門家を志す集団があつた。それゆえこれから検討する讃岐・紀氏・物部氏は、単に明經科の習得に熱意のあつた地方・氏族として把えるべきではなく、明經道の専門家を輩出した地域・氏族と見るべきである。

ところで既述の傾向は神亀5年以前においても指摘できるのであろうか。神亀5年以前における主な明經学者(儒者)を知ることのできる史料としては、『続紀』養老5年正月27日条と『藤氏家伝』下の神亀年中の宿儒記事があるが、これらを出身氏族と以後の経歴について整理したものが表19である。この表によれば、第一に神亀5年以前においても明經家に帰化系氏族出身者を見出すことのできることがわかる。先にも述べた、学令2条の東西史部の子に対する規定は大宝令前からの慣習を成文化したものらしい、大宝当初の陰陽博士三名が全て帰化人であることを指摘するまでもなく、経学における帰化人の重要性は八世紀以前からの傾向であったと思われる。

表19 八世紀初頭における主要儒者経歴一覧

		氏名											
		首在長地					帰化						
		猶原東人	額田千足	調古麻呂	背奈行文	越智広江	守部大隅	百濟	伊予	河内	本貫地	大学頭	大学助
		紀	物部	平群		物部		高句麗	武藏	伊予	河内		
		?						東漢					
		大和	伊勢	美濃	河内								
		50%	○	○	○								
		大学行政官	3	○	○	○							
			1						○				
		法律関係専門家〔4人〕	2			養老							
			3		○	○				○			
			3		○					○			
			3			大判事				少輔			
		50%											
37 • 5 %	東宮	3			○				学士				
25 %	国司	2	○							○			
			造	連	宿祢	首	忌寸	公					

はり紀氏・物部氏両系の氏族の存在することである。この点もおそらくは帰化人の場合と同様、八世紀以前においてすでに紀・物部両氏系の氏族が明経道に明るかつたことによると考えられる。以上二点から神亀5年以後の明経科教官に紀・物部両氏系の氏族が多いという特徴は、かなり古い時代からの傾向だということが言えそうである。

ところで明経科教官を輩出した讃岐・伊予・吉備などの瀬戸内

海面諸国に学問の弘布した伝統のあることは早くに横田健一氏の指摘する所である。<sup>(5)</sup> 大学の教官について言えば、明法博士の本居が四国特に讃岐に多く見られること、<sup>(6)</sup> 書博士が全て讃岐国の佐伯氏であることなど、讃岐における学者の輩出状況には目を見張るものがある。

この点について岸俊男氏は、紀氏の本居を紀伊国としても大過なしとされた上<sup>(8)</sup>で、紀伊国に朝鮮半島との交渉を物語る文献・考

いつながらを持っていたためとされた。<sup>(13)</sup>

讃岐に学者の輩出した一つの理由は、確かに岸氏の指摘されるごとく紀氏の朝鮮との交渉によるものであろう。しかしこれまで繰り返し述べてきたように、讃岐・伊予には紀氏系に比肩し得るだけの物部氏系氏族も居住していた。それらは偶然かも知れないが、讃岐のほか、伊予（越智直）・豊前（勇山連）など四国北岸の航路の要地に住んでいた点で紀氏系氏族と全く同じ分布状況を示している。更に六世紀の百濟から五経博士と物部氏の関係の浅からぬことを考慮に入れる時、讃岐に居住する氏族の学問水準の高い理由の一端を物部氏系氏族の存在に求めることが可能であるようだ。

すなわち六世紀における百濟から来日した五経博士について検討してみると、表20に示したごとくその来日に関与した日本人関係者として、物部系の穂積臣押山、物部系百濟官人の上部奈率物部鳥そして欠名だが物部連と三名もの物部系の人物が発見されるのである。

古両面における資料の存在することに着目し、紀氏とその同族坂本氏の讃岐蕃衍および紀氏一族の伊予・豊前ににおける存在から、<sup>(9)</sup> 図1に示したような四国側を讃岐沖から備後灘を通り、来島瀬戸をへて西進する瀬戸内海航路と紀伊を結びつけられ、紀氏とその同族に他氏族より多く学者文人のいることを、古くから朝鮮と深

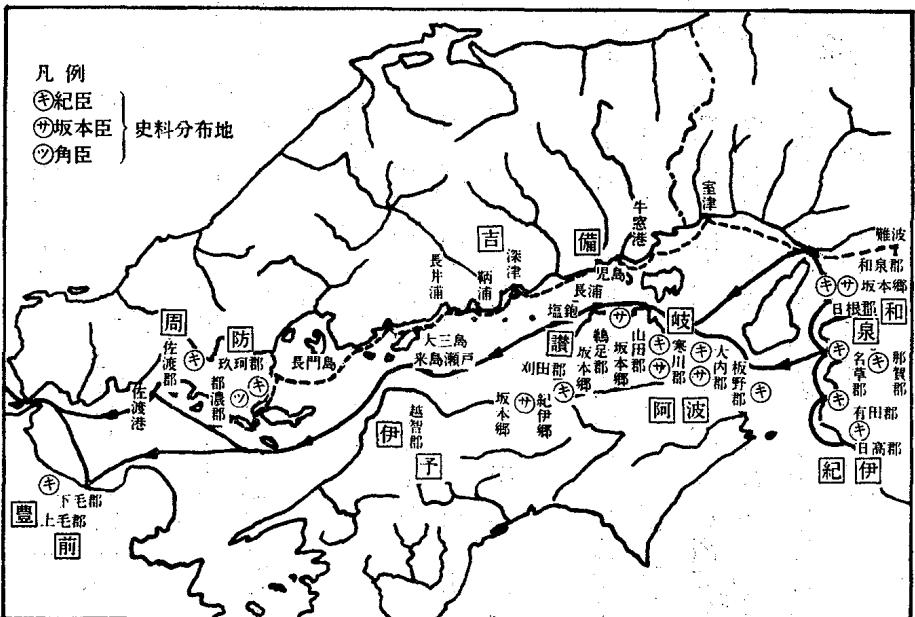


図1 瀬戸内海における紀氏関係要図（略図）

表20 百濟五経博士一覧

人名	来日	在日	離日	来日時の日本人関係者
段楊爾	繼体7・6		繼体10・9	
漢高安茂	繼体10・9		穗積臣押山	(1) 桃前掲書P114・120・326・327。
王柳貴			物部連	(2) 塩屋連は『姓氏録』河内国皇別では道守朝臣と同祖であり、佐伯『考証篇』第一P407によれば道守朝臣は紀氏と同祖らしいので紀氏系と推定した。また法律関係専門家の項の「4人」は、律令撰定・明法博士・令師・刑部省のいずれかに該当するものが4人という意味である。
馬丁安賀	欽明15・2		上部奈率物部鳥	(3) 多賀前掲書P103。
	推古元・4・10			(4) 山田前掲論文P64。

見える経学の専門家以外に、物部氏との関係で来日したもののがいたとしても不思議はない。それらの専門家が物部氏系氏族に教育を施したことがあったのではないか。

以上のように讃岐における経学受容氏族の存在は百濟の五経博士の来日に関与した物部氏の性格による可能性がある。既述のごとく物部氏系氏族の瀬戸内海沿岸における分布は紀氏のそれと重複し、紀氏系氏族と物部氏系氏族の中には婚姻関係を結ぶものさえあつた。<sup>(16)</sup>

紀氏系で明経科教官を二名出した菟田首の本拠地である讃岐国刈田郡地方に六世紀以降突如として古墳が多く発生することや、のちに明法家を輩出する讃岐国(凡直氏(のちの讃岐公))が凡直國造として成立するのが六世紀後半と考えられることは、物部氏と百濟五経博士の六世紀における関係および紀氏の六世紀における半島での活動と無関係ではないようと思ふ。<sup>(17)</sup>

(5) 横田健一「万葉時代の地方社会と文化」『万葉集大成』十一。

(6) 桃前掲書P114・326—327。

(7) 同右P120。

(8) 岸前掲論文P103—105。

(9) 同右P105—106。

(10) 同右P116—117。

(11) 同右P118第二図。

(12) 同右P117—118。

(13) 同右P133。

(14) 『姓氏録』左京神別上の穗積朝臣は、石上同祖で神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也とある。

(15) 応神16年2月に来日した博士王仁も太子菟道稚郎子に教育を行なったとある(『紀』)。

(16) 『続紀』延暦10年12月8日条によれば、紀博世は推古朝に伊予に遣わされ、孫の忍人がその地の豪族越智直(物部氏系)の

娘と婚姻関係を結んだことがわかる。

(17) 原島礼二『古代の王者と国造』P.177。

(18) 八木前掲論文P.234。

(19) 岸氏は五・六世紀に該当する紀氏関係記事の信憑性をかなり厳しく判断しているが、私は本節で述べた諸点から少なくとも六世紀における紀氏の半島での活動は是認し得ると考える。

### 終章 結 語

これまでの考察で得られた結論を要約列挙し、若干の付論を添えることとする。

①直講は明経科教官の末端を構成し、博士・助教に連なっている。直講の機能としては、⑦釈奠における役割、①天皇の諮詢問に明経家として勘申する、⑨外交行政の一翼を担う、の三点が指摘できる。また経済的待遇が助教と同等にされた点が中国の直講と同様であることから、日本の直講は中国のそれを忠実に受容したものと考えられる。<sup>(1)</sup>

②明経科教官（博士・助教・直講）を出した三十氏族について分析すると、⑦大半が卑姓氏族であり淳和・陽成・朝頃に多く改姓されている、①帰化系氏族が多く中でも船氏系が東西文氏系を上まわっている、⑨在地首長系も少なからずおり紀氏系と物部氏系に大別される、③本貫地としては大和・河内に匹敵するほどに讃岐が多い、の四点が判明した。

③④の⑨の傾向は大学学生や神龜5年以前の儒者の傾向にも

見出される。その理由としては、紀氏の古くからの朝鮮半島との交渉という岸氏の指摘に加え、六世紀の百濟五經博士の来日に深く関与した物部氏系氏族の存在も考えられる。

朝鮮半島との六世紀における交渉の中で紀・物部両氏系氏族は、半島の先進文化を受容し同族内に伝播させていった。物部本宗と紀本宗にはさまれた地域に本拠のあつた大伴氏およびその同族に明経家を含めた学者文化人がほとんど見られぬのは、文化的伝播が同族内で進行したことと関係があるのでなかろうか。そして紀・物部両氏系氏族の多く分布していた讃岐はその影響を最も強く受けた。直接紀氏あるいは物部氏と関係のない、讃岐凡直（のちの讃岐公）や佐伯直は地縁的関係から半島の文化を受容蓄積できたのだろう。

古代日本の文化移入については遣隋使・遣唐使の役割が重視され、明経科教官でも任官前後に入唐しているものやその出身氏族が古くから外交に携わっているものが見出せる。しかし過去における半島からの文化移入の成果と推測される紀・物部両氏系氏族出身者は明経科教官三十七名のうち十五名にのぼり、帰化系教官の十四名を上まわることを見てもその重要性は強調されてしかるべきである。<sup>(2)</sup>

また地方における学問・文化の侵透度も從来言っていたものより肯定的に考えてよいのではなかろうか。最澄の高弟仁忠の作った最澄伝によると、最澄が七才の時から学習を始めると同輩をしおぎ、村人は彼を「林邑小学」の師範にしようとした。最澄の出身地近江国坂本には八世紀後半に小学があつたというのであ

る。多賀氏はこの小学を唐の里学にあたるものと考えられ、日本の小学校の最古の記録とされた。<sup>(8)</sup> 史料的価値はともかく、空海が母方の叔父阿刀大足から教育を施されているように『続後』承和

2年3月25日条卒伝など)、畿内周辺では血縁・地縁関係を通じて学問・文化の伝達が行なわれたのである。先に見た本貫地の分布から、美濃を除く東国に明経家の全く出ていないことは明瞭だが、少くとも古くから半島と交渉のあつた西国では、在地首長層が経学受容の担い手であったのである。彼らは帰化人系教官を上まわるほどの勢力を有していたのだから、畿外における学問・文化の受容は意外に深いものであつたとせざるを得まい。

最後に付け加えるならば、上述したような物部氏系氏族の性格

付けは再検討されるべきである。すなわち用明二年における両氏の抗争において、従来仏教を受容することを頑なに拒み、古来の固有神信仰に固執した非開明的氏族として規定されてきた物部氏が、百濟からの五經博士等の来日に深く関与し、自らもその知識を受容せんとした姿は「旧守的」とするにはあまりにも不似合いである。物部氏と共に固有神信仰を尊重した中臣氏からも、学問の場での交流から中大兄皇子と親交を深めたとされる鎌足や、大宝養老律令の撰定に自ら刀筆を振るつた不比等が出ていることは示唆的である。

物部氏と蘇我氏が仏教の受容をめぐって争つたことは事実としても、物部氏が仏教を根本的に否定していたかは別問題である。

仏教をめぐる争いはあくまで表面的なものであり、その基底に一

<sup>(10)</sup> 層政治的な対立が内包されていたと考えるのは想像過多であろうか。

## 註

(1) 川北前掲論文(第一章第一節註(1))によれば、日本で直講の設置を定めた神龜5年格は、長安4年における中国の直講定員決定の格を收める神龍刪定垂掛散頒格七巻が、養老2年帰朝の第八次遣唐使により将来せられたことに基づいて発せられた可能性がある。

(2) 岸前掲論文P.104—105によれば、大伴氏は摂津から和泉にかけての大坂湾沿岸が本拠地であった。また物部氏は守屋の邸宅が河内国渡川郡に存在したよう(『紀』崇峻即位前紀用明2年7月条)、大伴氏の本拠地の北部に接していた。

(3) 既述のように書博士には佐伯直のみが見られる。しかし彼らは井上光貞『日本古代史の諸問題』によれば元來國造であり、大伴氏と同祖の佐伯宿祢などとの関係は微妙である。彼らの本貫地は讃岐であり、その学問的性格は地縁的なものによるとするべきかも知れない。

(4) 山田前掲論文P.51。

(5) 膳大丘と伊予部家守と豊村家長、桃前掲書P.60—61参照。

(6) 膳氏や小野氏。

(7) 山田前掲論文P.62。

(8) 多賀前掲書P.161。

(9) 明経家の育成に本格的に効力を発したのは大学である。しかし明経科教官が同一氏族内から複数出していることは、明経家育成の下地として、経学の知識を蓄積していた氏族が存在した

ことを物語っている。

(10) 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』は、用明2年の物部・蘇我両氏の抗争ののち、蘇我氏は守屋の遺産ばかりでなく、物部氏配下の部民をも収奪したと説いている。加藤氏によれば右の権力闘争は蘇我氏の経済的・軍事的基盤の形成に大きく貢献した事件であった。

〔補注〕

表13にあげた中原連連岳を桃氏は昌泰三年見任の博士として挙示されているが(前掲書P.319)、「外記補任」同年条では直講と見える。氏説の当否を判断できなかつたので表1と3では連岳を挙示しなかつた。

(昭和五十九年八月十六日成稿)